

資源循環局

ごみ処理を通じた社会課題の解決に向けて

現在、「地球沸騰化」と表現されるように、気候変動の危機感が高まる中、その原因ともいわれる温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。廃棄物分野では、温室効果ガスの約9割がプラスチック等の焼却により発生しています。

そこで、「ヨコハマ プラ 5.3 計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けたプラスチック対策の推進に重点を置き、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量」を2万トン削減することを目標に掲げています。

計画目標の達成には、市民一人あたり5.3kg削減する必要があることから、「5.3」を「ごみ」と読むメッセージ性のある計画名称としています。

ごみ処理状況

■令和5年度の状況（政策調整課）

令和5年度のごみと資源の処理量は105.6万トンで、令和4年度に対して3.4パーセント（3.7万トン）減少しました。

家庭系のごみと資源の処理量については4.0パーセント減少し、事業系のごみ量については1.7パーセント減少しました。

表1 令和5年度ごみと資源の処理量実績 【単位：トン】

| | | 令和5年度実績 | 令和4年度実績 (基準年度) | 令和4年度比 | |
|-----|-----|-----------|-------------------|----------|----------|
| 市全体 | | 1,055,594 | 1,093,017 | 37,424 ▲ | |
| 内 | 家庭系 | ごみ量 | 546,608 | 566,139 | 19,531 ▲ |
| | | 資源化量*1 | 232,460 | 245,517 | 13,057 ▲ |
| | | 小計 | 779,067 | 811,656 | 32,588 ▲ |
| 訳 | 事業系 | ごみ量 | 276,526 | 281,362 | 4,835 ▲ |
| | | 小計 | 276,526 | 281,362 | 4,835 ▲ |

*1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
*表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ プラ 5.3 計画」ロゴ

ヨコハマ プラ 5.3 計画の推進

■「ヨコハマ プラ 5.3 計画」の概要（政策調整課）

1 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGsの達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

2 目標

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度まで

3 計画期間

燃やすごみに含まれるプラスチック量を年間で2万トン削減

4 体系図

基本方針 1 SDGsの達成と脱炭素社会の実現

政策 1 プラスチック対策の推進

政策 2 食品ロス削減の推進

政策 3 環境学習・普及啓発の推進

基本方針 2 市民ニーズへの対応と安心したごみ処理

政策 4 多様な社会ニーズへの対応

政策 5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

政策 6 将来を見据えた施設整備

■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3R推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

1 「ヨコハマ プラ 5.3 計画」 広報の推進

- (1) 各種広報媒体を活用した3Rの行動事例の情報提供
 - (2) 市内イベントでのPR
- 2 小・中学生を対象にしたヨコハマ3Rポスターコンクールの開催
 - 3 焼却工場等の施設見学会の実施
 - 4 小学4年生用環境学習副読本の作成・配付
 - 5 スマートフォンアプリ「横浜市ごみ分別アプリ」の配信、AIを使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）
 - 6 SNSやホームページを活用した情報提供
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>
 - 7 啓発拠点
子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報を展示した啓発拠点を設置しています。

(1) 鶴見工場 ミーオ・イーオひろば

所在地 鶴見区末広町 1-15-1（鶴見工場内）
TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

(2) 旭工場 ミーオ・イーオひろば

所在地 旭区白根 2-8-1（旭工場内）
TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

(3) 金沢工場 ミーオ・イーオひろば

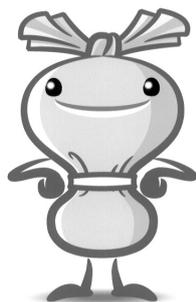
所在地 金沢区幸浦 2-7-1（金沢工場内）
TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

(4) 都筑工場 ミーオ・イーオひろば

所在地 都筑区平台 27-1（都筑工場内）
TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

(5) 遊んで♪学んで！都筑3R教室

所在地 都筑区平台 27-2（都筑事務所内）
TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>



横浜市資源循環局マスコット
ミーオ



横浜市資源循環局マスコット
イーオ

(6) プレパークさかえ
所在地 栄区上郷町 1570-1（栄事務所内）
TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641
ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進（政策調整課調査等担当、3R推進課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課）

1 食品ロス・生ごみの削減

(1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、食べることについて考えるイベントの開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組んでいただけるよう働きかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

(2) 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壌混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

(3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

(4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和5年度末現在

・登録店舗数 984店

2 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて自治会町内会などの地域において行政と緊密に連携し、3R行動を中心に次のような取組を行っています（任期2年、3,653名）。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・3R（スリーアール）行動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

3 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰

様々な環境行動により3Rやまちの美化などの推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

4 リデュース（発生抑制）の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、市内企業と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、持参したマイボトルに入れたてのコーヒーやお茶などを販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

■徹底的なごみの分別と資源化の推進 （業務課、事業系廃棄物対策課）

1 家庭系ごみ

(1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、令和6年10月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、「プラスチック製容器包装」に「プラスチックのみでできた製品」を加えた「プラスチック資源」に分別収集品目を変更し、令和7年4月からは市内18区で実施します。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布団」はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及び「燃えないごみ」は再資源化事業者へ委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合及びガラス残さについては再資源化事業者へ委託し、再生利用しています。

(2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しており、平成28年5月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る長さ30cm未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内78か所です（令和6年4月現在）。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者へ売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

(3) 資源集団回収

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの団体が、地域の自主活動として古紙等の資源物を回収し資源化しています。これらの活動に対して、奨励金の交

付を行い、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の醸成を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。（ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。）

(4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど88か所（令和6年4月現在）に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

(5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤード）において、資源物の受入れをしています。

(6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分別しない人に対して罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(7) 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることを禁止しています。持ち去り対策としてパトロールを実施し、禁止命令に従わない場合は20万円以下の罰金を規定しています。

2 事業系ごみ

(1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、「ヨコハマ プラ5.3計画」の趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

令和5年度実績

| | | |
|-----------------|----|---------|
| ・事業者への説明・働きかけ | 4回 | 1,268人 |
| ・立入調査件数（大規模建築物） | | 420か所 |
| ・現況確認等件数（中小事業所） | | 2,999か所 |

(2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

令和5年度実績

| | | | |
|---------|----------|------|------|
| ・検査台数 | 157,339台 | 指導台数 | 436台 |
| ・持ち帰り台数 | 105台 | | |

(3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(4) 処理業者指導

一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可審査や指導を行っています。また、資源循環産業の担い手として、他の模範となる事業者に対し、平成17年度から優良事業者認定を行っています。

令和5年度実績 13事業者

(5) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。

全職場において、ごみの分別徹底や3R行動に関する目標の設定、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での3Rの取組を推進しています。

■環境に配慮したごみ処理の推進 (政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを4つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水について浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

保土ヶ谷工場の再整備については、事業者の公募を行い、落札者の決定を行いました。また、既存の保土ヶ谷工場は、燃やすごみの中継輸送施設として運用していることから、再整備期間中もごみの中継輸送機能を確保するため、同敷地内に中継輸送施設建設工事を進めました。

2 焼却工場の脱炭素化への取組

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用しています。

この熱エネルギーを利用して創出される蒸気や電力は、化石燃料を使用しないため、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。

これらのエネルギーを市内企業や公共施設等で活用することで、市域内での脱炭素化を進めています。

(1) 蒸気供給による取組

熱エネルギーを蒸気として、工場併設の余熱利用施設に供給しています。また、地域の脱炭素化についての取り組みを進めており、令和5年度には鶴見工場近隣の末広地区を対象として、実証試験を行う事業者を公募型プロポーザル形式で募集し、東亜合成株式会社を選定しました。令和6年度からは熱エネルギーの供給設備等の整備を実施していきます。

(2) ごみ発電による取組

電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設や隣接する下水道施設に供給しており、令和2年度からは市庁舎への自己託送を実施しています。

また、非化石証書（環境価値）の活用として、令和3年度から小売電気事業者と連携し、焼却工場で創出したCO₂排出ゼロの電気を市内事業者へ供給する「はまっこ電気」を開始しました。さらに、市庁舎・区庁舎でも活用するほか令和5年度には横浜市営地下鉄「グリーンライン」へ活用を拡大するなど、地産地消の更なる促進を図り、市内で100%活用しています。

(3) 新たな脱炭素化への取組

工場の排ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、水素と合成してe-メタンを生成する技術確立に向け、民間企業と共同で実証試験を進め、脱炭素化への取り組みを進めています。

3 焼却灰の有効利用

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理や焼成処理、セメント原料化、薬剤固化があり、令和5年度は民間による薬剤固化を実施しました。

4 埋立処分

焼却工場で発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場では排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。

最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質等の調査を定期的実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう確認し、環境保全に努めています。

6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

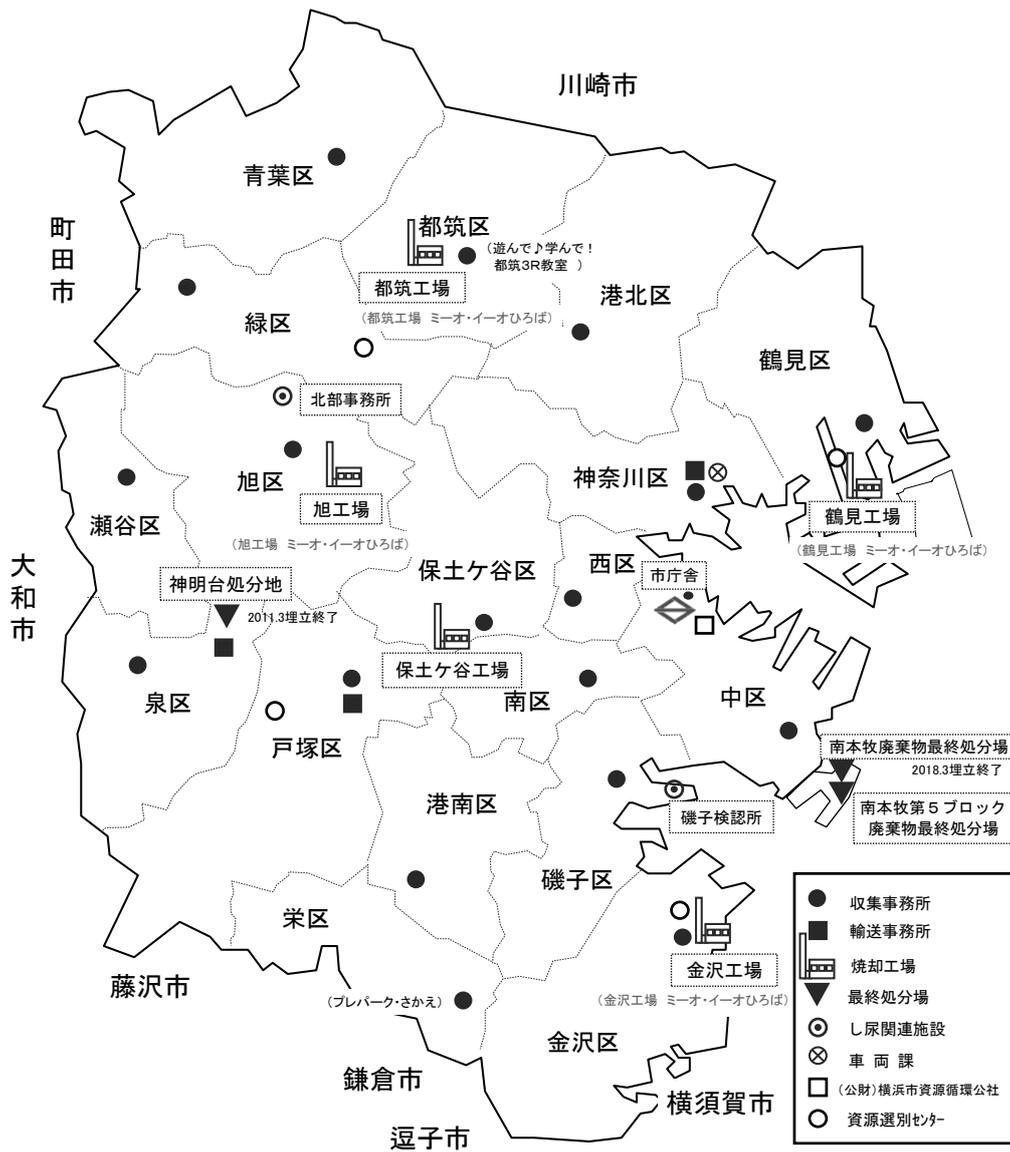
■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進 (街の美化推進課、区資源化推進担当)

1 クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街」の実現に向けて、美化対策やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

(1) まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中
施設配置図（令和6年4月現在）



清掃活動の様子



喫煙禁止地区での指導の様子

として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

(2) 路上喫煙・歩きタバコ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、タバコの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。（違反者は罰則（過料2,000円）の対象となります。）

喫煙禁止地区以外の地域では、喫煙スポットパトロールを駅周辺で実施し、歩きタバコやポイ捨ての防止等について周知・啓発をしています。

2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、不法投棄されやすい場所に防止看板や監視装置を設置し、また、夜間監視

3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報等により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

4 焼却工場の24時間受入れ

金沢工場では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。

ごみ・し尿の収集処理

■家庭系ごみの収集（業務課）

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

1 燃やすごみ・燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池

週2回収集し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ（ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等）・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

2 プラスチック製容器包装※、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。
※令和6年10月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、「プラスチック製容器包装」に「プラスチックのみでできた製品」を加えた「プラスチック資源」に分別収集品目を変更します。なお、令和7年4月からは市内18区で実施します。

3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどのICTツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています。

粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地などで発見された動物死体については、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の合同火葬を希望する場合は手数料（6,500円）を徴収して出張回収を行っています。

■し尿の収集処理

（業務課、施設課、事業系廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しており、一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和5年度末におけるし尿処理状況は本市人口約376万人のうち、浄化槽処理約0.21%、くみ取り処理約0.03%と推測されます。

令和5年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は33,286キロリットルで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後に、下水道河川局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

1 浄化槽

令和5年度に設置された基数は42基で、市内全体での設置累計は4,689基となっています。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるように「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和6年4月1日現在、76か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

■産業廃棄物の適正処理指導 (事業系廃棄物対策課)

1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち20種類を産業廃棄物として定めるとともに、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約11万8千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和4年度で約901万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

2 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に相談窓口を開設しました。また、事業系廃棄物対策課に県警OB職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど事業系廃棄物の不適正処理の監視・指導の強化を図っています。

3 PCB廃棄物適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止され、その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めてきました。

高濃度PCBを含む廃棄物は、変圧器・コンデンサーが令和3年度末、蛍光灯安定器等が令和4年度末をもって処分期間が終了しました。

引き続き、低濃度PCBの保管状況を把握し、保管が判明した事業者に対し、期間内に所定の手続きを行うよう働きかけていきます。

4 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業4種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理業又は埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

5 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん等の環境影響の大きい廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や土地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

6 公共関与による最終処分場

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

7 建設工事に係る資材の再資源化等の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」による特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材）の再資源化を促進するために助言・指導を行っています。

また、「ヨコハマ プラ5.3計画」の掲げる目標の達成のため、特に建設工事における新築・増改築及び修繕工事から排出される建設混合廃棄物（分別可能な廃プラスチックを含む）についても、パトロール等を通じて現場分別の徹底を事業者のみならず呼びかけていきます。

8 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。平成17年1月1日には使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制、リサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となりました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準の遵守の確認及び環境への影響が起きないように立入指導等を行っています。

9 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障のおそれがない状態を維持するため、環境省の産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業補助金）の交付を受け、行政代執行にて、場内汚水を浄化する水処理施設の維持管理やモニタリング等の対策を行っています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

廃棄物分野における国際協力

■ Y - PORT 事業を通じた支援 (政策調整課ほか)

Y - PORT 連携都市であるベトナム国ダナン市の都市発展に伴うごみ排出量の増加に対し、「JICA 草の根技術協力事業」において、本市が培ってきたごみの分別や減量に関するノウハウの提供、廃棄物処理計画の改訂に向けた助言を行います。

■ アフリカ諸国・都市への支援 (政策調整課ほか)

平成 29 年 4 月に環境省・JICA 等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)」のもと、本市は、廃棄物管理の知見や先進的な技術が評価され、アフリカ諸国・都市の廃棄物管理を改善するための研修拠点となっています。アフリカ各国・都市の廃棄物行政関係者を対象に、2018 年から継続して研修を実施しています。

■ 視察受入れの実施 (政策調整課ほか)

廃棄物処理施設等の視察受入れや国際会議への参加を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組の PR や研修等を行います。

各種委員会等

■ 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 (政策調整課)

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

■ 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (街の美化推進課)

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するか否かの判定を行っています。

■ 公益財団法人 横浜市資源循環公社 (総務課)

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。